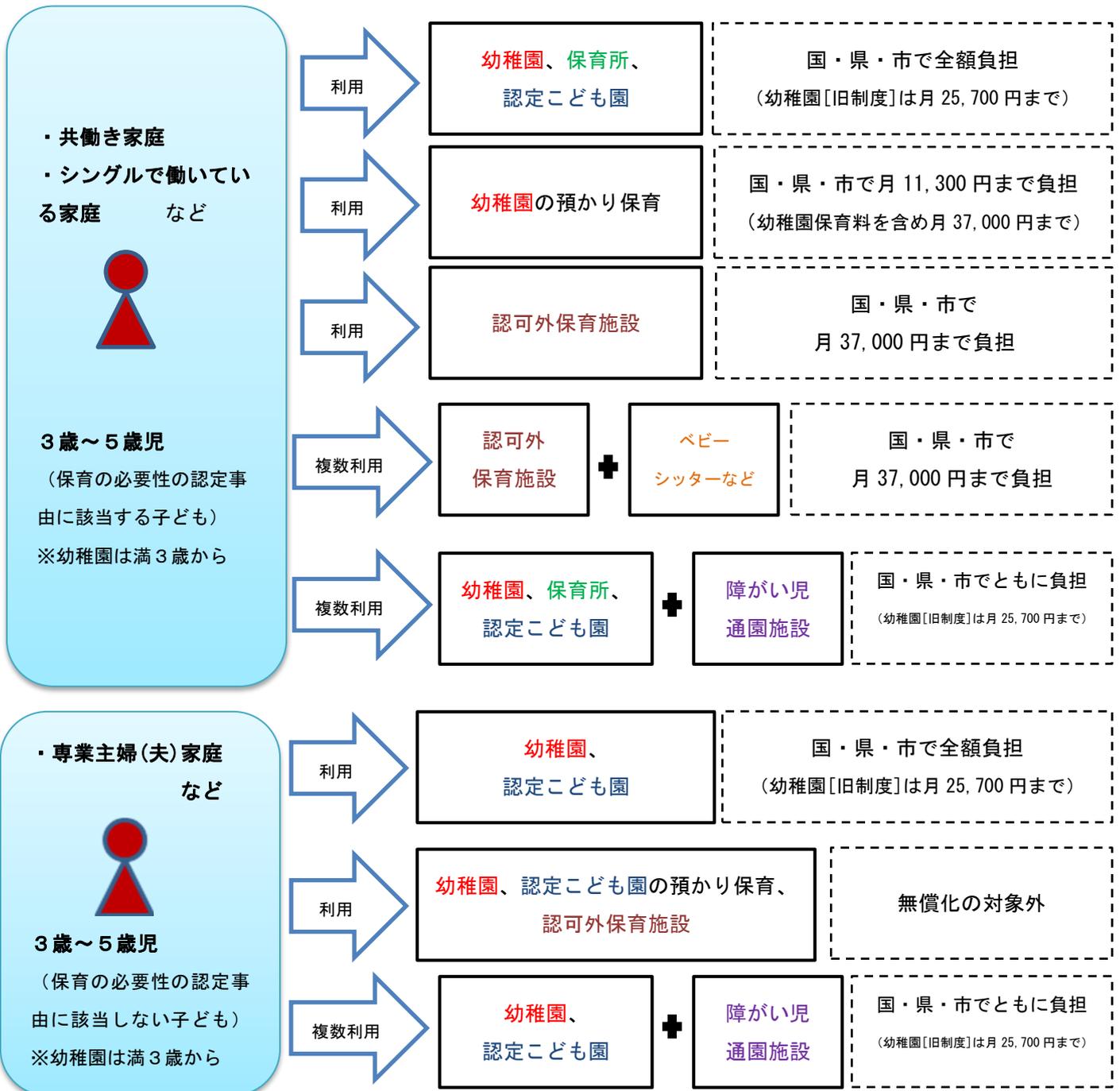


—幼児教育・保育無償化の具体的なイメージ—

資料②-2

「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(2018年6月15日閣議決定)において、以下の内容が示されました。

消費税率引き上げ時の2019年10月1日から幼児教育・保育の無償化(一部負担有)を実施します。



0歳～2歳児

住民税非課税世帯のみ上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合月4.2万円まで無償となる

注意: 無償化対象外の実費徴収分(文具購入費、行事参加費、給食費など)については、自己負担となります。

※上記のうち認可外保育施設については、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)